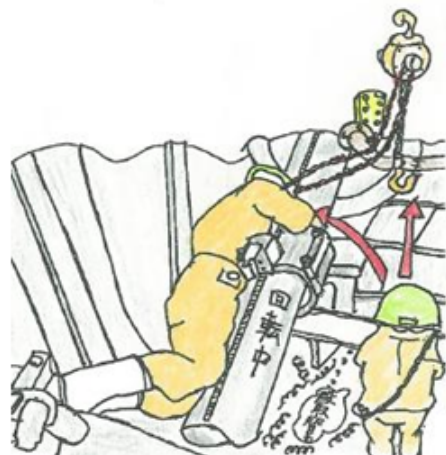


② 挟まれ
巻き込まれ

運転中の船尾管ボーリング機に安全帯の子綱が巻き込まれ、頸部を締め付けられた

発生状況



回転中のボーリング機を止めるため、ボーリング機の横を通り抜けようとした際に、回転部に安全帯の子綱が巻き込まれ、さらに付近のチェンブロックのチェーンが巻き付き頸部を締め付けられた

原因

- ✓ タスキ掛けにしていた安全帯の子綱が巻き込まれた
- ✓ 回転体の脇をすり抜けないと取りに行けない位置に、ボーリング機のリモコンスイッチが置かれていた
- ✓ 回転物周辺が狭隘なため、安全なスペースがなかった



防止対策

- ✓ 回転機械を操作する時は、巻き込まれる恐れのあるモノを身に付けない
- ✓ 操作スイッチ類を安全に操作できる場所に置く
- ✓ 狭隘な場所での回転物に対する危険を洗い出し、作業者に周知する



POINT!

回転する機械には近寄らない！
巻き込まれるモノを身に付けない！



DATA

発生年月日
2009.03.19

発生場所

建造船
機関室内

作業名・作業内容

船尾管
ボーリング

死傷病名

低酸素脳症

職種

機関仕上職

社/協

社員

年齢

25才

経年数

7年

原動機・回転軸等による危険の防止

則百一条 機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。